平成２７年（フ）第１５０４号
名古屋市中川区小城町２丁目34番地の１　エスト小城403号
債務者　小森　友子
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５５８号
名古屋市中村区岩塚本通２丁目22番地　ラ・アペイサント703号、従前の住所名古屋市中川区新家２丁目803番地の10　ライオンズマンション千音寺803号
債務者　松本ひろ子
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６０号
名古屋市西区大野木１丁目140番地　エスパシオ大野木204号
債務者　鈴東　義孝
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４１４号
大阪市旭区高殿５丁目２番８―212号
債務者　井上　　猛
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９号
静岡県富士宮市山本９番地の７
債務者　小池　大介
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月７日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８８９号
横浜市青葉区鉄町45番地６　１Ｆ
債務者　大泉　芳男
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９０号
横浜市青葉区鉄町45番地６　１Ｆ
債務者　大泉　静佳
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０５号
岡山市南区新保1324番地１メゾンウィスパーⅡ101号室
債務者　松田　克典
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４号
北海道旭川市旭町１条５丁目2593番地の１三光マンション１号室
債務者　小瀬美智子
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９６号
釧路市駒場町13番７号　マンション宝力　３号室
債務者　三浦明日香
１　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第２１５４号
愛知県知多市岡田字地極池14番地の１
破産者　三興発條株式会社
１　決定年月日　平成27年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
秋田県北秋田市綴子字糠沢上谷地168番地１
破産者　安全石油株式会社
１　決定年月日　平成27年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１０５号
富山県富山市今泉322―１　サーパス今泉中央503、開始決定時の住所富山県富山市新桜町10番14―1402号　ローレルコート松川・桜橋
破産者　佐野　　隆
１　決定年月日　平成27年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４２号
茨城県神栖市賀2123番地９アピカールカミス103号、開始決定時の住所北海道苫小牧市北栄町３丁目20番１号
破産者　粕谷　浩一
１　決定年月日　平成27年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
札幌市西区宮の沢１条４丁目７番11号
破産者　林田　直樹
１　決定年月日　平成27年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６１号
札幌市白石区平和通３丁目北４番20―301号
破産者　山田　雄二
１　決定年月日　平成27年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部